

質問に対する回答について

工事名) 東北自動車道 和賀川橋床版取替工事

質問事項と回答

番号	質問事項	回答
1	<p>詳細設計内容について 「特記仕様書(P60) 26-41-3 設計(2) 設計の内容 詳細設計 B1 作業内容」に記載されている「床版連結検討」について、対象の衣川橋上り線は鋼4径間連続鈹桁橋1連で、すでに床版連結されていますが、床版連結検討は不要と考えてよろしいでしょうか。(和賀川橋は4または3連のため床版連結検討の対象) それとも床版連結とは非合成から合成桁への変更でしょうか。</p>	<p>衣川橋は鋼4径間連続鈹桁橋1連のため、床版連結に関する検討は不要です。</p>
2	<p>特記仕様書 26-20-2 車線規制 L×N×M 交通規制中の工事内容に「渡り線」・切削オーバーレイ工と標記されております。日々規制として見積算出とする工種は、オーバーレイ工 KI (t=5 cm) と路面切削工 C で宜しいでしょうか。ご教示願います。 又、その他工種に関しましては、昼夜連続車線規制とし、作業形態はあくまでも昼のみ(8:00~17:00)としての算出で宜しいでしょうか。</p>	<p>車線規制 L×N×M で行う工事内容は、オーバーレイ工 KI (t=5 cm) と路面切削工 C です。各交通規制中に行う工事内容は、特記仕様書 26-20 「交通規制工」によるものとし、昼夜連続規制で行う作業形態は昼間施工を想定しています。</p>
3	<p>和賀川橋施工時の施工乗り込み回数について 特記仕様書 P7 9-4 「交通規制の実施可能期間」によりますと、上り線及び下り線それぞれ夏期混雑時の規制解除期を挟んで2回乗込みにて施工する、という解釈で良いでしょうか。この場合、橋梁本体施工に関わる工種の見積りは、1回目を A1-P6 間(延長約 250m を連続施工)、2回目を P6-A2 間(延長約 250m を連続施工)にて算出として宜しいでしょうか。</p>	<p>特記仕様書 9-4 「交通規制の実施可能期間」に示すとおり、和賀川橋については夏季混雑期前に規制を撤去し、夏季繁混雑期後に再度規制を設置するものとし、夏期混雑期を挟んで2回乗り込むこととなります。 橋梁本体工事に関わる見積もりは、貴社の施工計画に基づき算出してください。</p>